

裁判員制度広報推進協議会の設置について

平成16年8月3日

1 目的

裁判員制度が平成21年までに実施されることに向けて、法曹三者の連携・協力のもと、国民の方々が同制度の意義・内容について理解と関心を深め、進んで刑事裁判に参加していただけるように、積極的に広報活動を実施していくため、情報交換、企画の決定・実施・推進について協議を行う。

2 構成員

(1) 協議員の構成員

最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長
法務省大臣官房長
日本弁護士連合会副会長

(2) ワーキンググループの構成員

最高裁判所事務総局審議官
法務省大臣官房付（裁判員制度啓発推進担当）
日本弁護士連合会事務次長

協議会及びワーキンググループの庶務は、いずれも法務省で取り扱う。

3 主な協議事項

裁判員制度施行に向けての法曹三者の連携・協力による広報の実施計画